平成13年(行ウ)第204号 判定取消請求事件

 判
 決

 原
 告
 株式会社日本冷凍食品開発研究所原

 原
 告
 A

 被
 告
 特許庁長官 及川耕造

 主
 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

- 1 請求の趣旨及び原因
 - (1) 請求の趣旨

ア 特許庁が平成13年5月7日に判定、同年5月17日に送達した登録意匠第770074号判定2000-60158号判定を取り消す。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

(2) 請求の原因

ア 原告は、その有する意匠権に基づき、特許庁に対して、判定請求をしたところ、特許庁審判官は、平成13年5月7日、同判定請求事件(判定2000-60158号)について「(ロ)号写真版及びその説明書に示す「エビ寄せフライ」の意匠は、登録第0770074号意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属しない。」との判定がされた。

イ この内容は、判定の公正を担保するために重要である証拠事実等を看過し、商品形態模倣の禁止等の法律を誤認した結果、誤った結論に至った違法があるから、判定の取消しを求める。

2 本訴は、意匠法25条所定の判定に対する取消しを求めるものであるところ、同判定は、特許庁の単なる意見の表明であって、鑑定的性質を有するにとどまるものである(最高裁判所昭和43年4月18日第一小法廷判決・民集22巻4号936頁参照)から、行政事件訴訟法3条2項が規定する「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たらない。

の行使に当たる行為」に当たらない。 3 したがって、本訴は、不適法であって、その不備を補正することができないから、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法140条を適用してこれを却下することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第47部

 裁判長裁判官
 森
 義
 之

 裁判官
 内
 藤
 裕
 之

 裁判官
 上
 田
 洋
 幸